

2024年7月4日（木）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 丹羽、内田
ダイヤル 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、福嶋
内線 3050、3057
ダイヤル 052-954-6225

扶桑町における土壌汚染について

村田機械株式会社（京都府）が、犬山市及び扶桑町にまたがる犬山事業所において、土壌汚染状況調査を実施したところ、扶桑町地内で土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

村田機械株式会社

(2) 報告年月日

2024年7月4日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

村田機械株式会社 犬山事業所

愛知県丹羽郡扶桑町大字^{たかお}高雄^{きたごう}字北郷188番1の一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
砒素 ^ひ 及び その化合物	0.020mg/L (2.0倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	1 / 74
ふっ素及び その化合物	0.97mg/L (1.2倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m	1 / 74

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量
全ての調査地点で法に規定する土壤含有量基準に適合しました。

ウ 地下水
全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、工場建屋内にあるとともに、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壤溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

村田機械株式会社 犬山事業所 業務支援本部 犬山総務グループ

住所：愛知県犬山市橋爪中島^{はしづめなかじま}2番地

電話：0568-65-3101

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

6,862 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1962年から工作機械等の製造等を行っている村田機械株式会社犬山事業所の敷地の一部で、現在は工場建屋、材料置場、通路等として利用されています。今回汚染が判明した各物質の取扱履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kg あたり砒素として 1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で 12～46% の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を 1 日 4 mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)